

2. 公共測量における測量計画機関が行う「実施の通知」について

24 建 企 第363号
平成 24 年 10 月 4 日

土木部各課（室）長 様
土木関係地方機関長 様

建設企画課長
（公印省略）

公共測量における測量計画機関が行う「実施の通知」 について

測量法には、測量計画機関が公共測量を行う場合、あらかじめの都道府県知事への通知と、通知を受けての都道府県知事の公示が規定されています。

測量実施に当たり、余裕のある円滑な公示となるよう、年度当初に国土地理院へ報告する「年度計画」（法 35 条）や、提出する「実施計画書」（法 36 条）に併せて「通知」を行うなど早めの対応をお願いします。

なお、測量実施直前の通知については、通知日が作業期間を過ぎることがないように、また、通知から公示までの事務手続きが 2 週間程度かかることから、その期間を考慮した通知となるようお願いします。

測量計画機関におかれましては、ご理解・ご協力よろしくお願いします。

【参考：測量法】※39 条による読み替え後

第十四条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 測量計画機関は、公共測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

《趣旨》公示によって関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起こりえることを知らせることにあります。

問合せ先：長崎県建設企画課 ~~企画調整班~~
~~電話 095-894-3021~~



長崎県建設企画課 インフラDX推進班
電話095-894-3028

公共測量（測量法第5条） 該当フロー

測量に要する費用の全部もしくは一部を国又は公共団体が負担もしくは補助して実施する測量

測量は高い精度が必要ですか
 ○三角測量は、三角形の角の閉合差が90秒以内
 又は辺長の較差がその辺長の1/2000以内
 ○多角測量は、座標の閉合比が1/1000以内
 ○水準測量は、閉合差が $5\text{ cm}\sqrt{S}$ 以内
 （Sは路線長で単位はkm）
 ○地形測量又は平面測量は、
 図上における平面位置の誤差が2mm以内

○建物に関する測量
 ○1/100万未満の
 小縮尺地図の調製
 ○横断面測量※1

不要

必要

基本測量又は公共測量の測量成果を使用しますか

復旧測量

2点以上使用する

1点使用する、又は使用しない

図面修正

測量の規模は
 ○7km² (10km²) 以上の三角、地形、平面測量
 ○6km (10km) 以上の多角測量
 ○10km (10km) 以上の水準測量
 （ ）内は北海道の場合を示します
 上記のいずれかに該当しますか

該当する

該当しない

公共測量に該当します

公共測量に該当しません

公共測量に必要な手続（実施計画書の提出等）を行ってください※2

測量標及び測量成果を使用する場合は、
 使用申請を行ってください

※1 横断面測量は、おおむね道路、河川等の幅員がその測量地域であるため、局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲に含まれ、「作業規程の準則」の横断測量とは異なる測量です。

※2 国土調査法に基づく地籍調査においては、以下に該当する測量は公共測量実施計画書の提出を行ってください。

①都市再生地籍調査事業

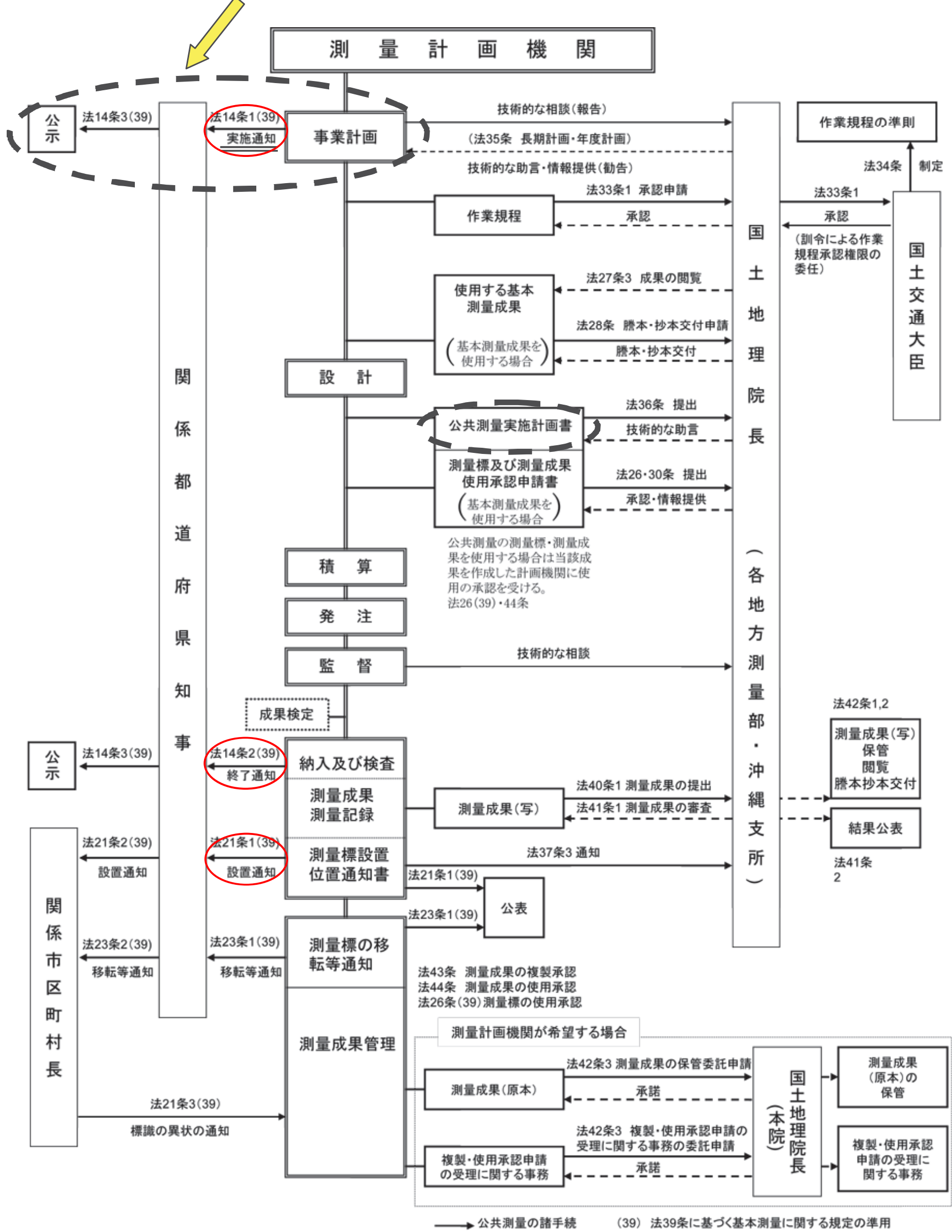
②座標変換（既に国土調査法第19条第2項及び第3項の手続を経た地籍測量成果のうち、地籍図根点等他の公共測量に使用されることが見込まれるものの座標を世界測地系へ座標変換する場合。）

③復旧測量（再設、移転、改測、改算）

上記フローの内容は、測量法施行令第1条において定められています。

測量業務の流れと公共測量の諸手続

※「事業計画」の報告に併せての「通知」等、早めの対応をお願いします。



【通知事例】

長崎県知事 様

文 書 番 号
令和 6 年 月 日

測量計画機関長
※県の場合、公印省略
PDFメール可

公共測量の実施について（通知）

△△内において、下記のとおり公共測量を実施しますので測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項・第 39 条の規定に基づき通知します。

記

- 作業期間（開始）の前に通知すること
 - 通知受付から公示までの事務手続き期間を考慮すること（2 週間程度）
- ※早めの通知をお願いします

1. 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

2. 作業期間 令和 6 年 月 日から

令和 6 年 月 日まで

3. 作業地域 長崎県△△

※”長崎県”は省略可
最低〇〇市（郡）〇〇町
までは記入すること

※終了の通知日は作業期間を
超えないこと

公共測量実施計画書の記入について

「公共測量実施計画書」の記入に際しては、下記を参考に記入するようお願いいたします。

1. 文書番号

計画機関の文書番号を右上の空欄に記入してください。

2. 測量計画機関名

測量計画機関の所在地、機関の正式名称、代表者名を記入し公印を押印してください。

3. 測量の目的

できるだけ以下の項目から選択して記入してください。

ただし、多目的で測量を実施する場合は総合計画を選択してください。

該当する項目がない場合は、具体的な事業名を記入してください。

また、地理情報システム (GIS) 構築等に伴う数値地形図作成で、例えば、都市計画を行う場合には「都市計画 (GIS)」と記載してください。

都市計画、土地区画整理、下水道計画、下水道台帳、固定資産、河川計画、河川管理、ダム計画、砂防計画、海岸保全、道路計画、道路台帳、土地改良、農地開発、農道台帳、森林計画、鉄道計画、港湾計画、空港計画、地盤変動調査、環境調査、文化財調査、地籍調査、総合計画、基準点管理、その他

4. 測量地域

測量地域は「〇〇市全域」「〇〇町東部」のように記入してください。

また、測量地域、使用する測量標の位置、基準点の平均計画図及び作成する図郭割等の測量計画を明示した地形図を付図として添付してください。

5. 作業量

以下の測量種別を選択し、等級及び縮尺に分けて、その事業量 (km、km² の場合、少数第1位まで) を記入してください。

また、測量種別で該当する項目がない場合は「その他」とし、具体的な測量種別を記入してください。

「測量種別」

基準点、水準、路線、TS 等現地測量、RTK 現地測量、ネットワーク型 RTK 現地測量、TS 等修正、RTK 修正、ネットワーク型 RTK 修正、縦横断、撮影 (アナログ)、カラー撮影 (アナログ)、数値撮影 (デジタル)、数値図化、数値修正、数値地形図データ作成、数値地形図データ更新、既成図数値化、写真地図作成、地図編集、深淺、成果改算、改測、航空レーザ、座標変換、座標補正、標高補正、基盤地図情報作成、航空レーザ測深、地上型レーザ、UAV など



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課
◎ 告 示	
・道路の区域変更（7件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	砂 防 課
・一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	
・登録販売者試験の実施	薬 務 行 政 室
・土地改良区役員就退任（7件）	農 村 整 備 課
・ <u>測量の実施（3件）</u>	<u>建 設 企 画 課</u>
・一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 教育長公告	
・県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施	高 校 教 育 課

規 則

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第26号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）
第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（保育の内容） 第5条 条例第53条に規定する規則で定める指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき <u>内閣総理大臣</u> が定める指針とする。 （児童発達支援管理責任者）	（保育の内容） 第5条 条例第53条に規定する規則で定める指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき <u>厚生労働大臣</u> が定める指針とする。 （児童発達支援管理責任者）

改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和5年7月10日から 令和6年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島市長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市久賀町 久賀地区	令和5年7月18日から 令和6年3月22日まで

複数ある場合は「〇〇町、△△町」など
すべての町名や地区名を記載してください

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡波佐見町野々川郷	令和5年7月10日から 令和5年10月26日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。
令和5年7月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量

放置駐車違反管理及び処理システムの賃貸借及び保守
放置駐車違反管理及び処理システム 1式
※詳細は入札説明書による
- (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。
- (3) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (4) 設置場所

長崎県警察本部庁舎
- (5) 入札の方法